

平成21年度第4回福島県農業振興審議会議事録

- 1 日 時 平成22年2月8日(月) 13:30～15:44
- 2 場 所 ふくしま中町会館 7階 大会議室
- 3 出席者 別紙名簿のとおり
- 4 議 事
 - (1) 新たな農林水産業振興計画(答申案)について
 - ①本文及び指標の修正内容について
 - ②基本目標及びスローガンについて
 - (2) 答申について
- 5 審議経過

(開 会)

司 会
(企画主幹)

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の司会進行を務めさせていただきます農林水産部企画主幹の野地でございます。よろしくお願いいたします。

まず、会議に先立ちまして、高田泰委員が福島県農業会議常任会議員を退職されたことによりまして、福島県農業会議副会長の立花正清様に委員にご就任いただくことになりましたので辞令交付を行います。立花様、その場でお立ちいただきますよう、お願いをいたします。

(農林水産部長から辞令交付)

それでは立花委員より一言ご挨拶をお願いいたします。

立 花 委 員

この度、福島県農業振興審議会委員に任命されました立花正清でございます。よろしくお願いいたします。

司 会

ありがとうございました。

なお、立花委員の任期につきましては福島県農業振興審議会規則第4条によりまして、「委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の在任期間とする。」としておりますことから、平成23年10月29日までとなります。よろしくお願いいたします。

それでは、只今より、平成21年度第4回福島県農業振興審議会を開催いたします。開会に先立ちまして確認させていただきます。本審議会は、「附属機関の設置に関する条例」に基づき設置されており、「附属機関等の会議の公開に関する指針」によりまして、会場に傍聴席を設け、県民の皆様に公開することとなっておりますので、御了承願います。

まずはじめに、農林水産部長から御挨拶を申し上げます。

農林水産部長

農林水産部長の鈴木でございます。皆様には、お忙しい中、また足下のお悪い中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃、それぞれのお立場から本県の農業・農村の発展のためにご尽力をいただいているところでございまして、重ねて厚く御礼を申し上げます。

先週、本県の平成22年度当初予算の知事の記者発表がございました。新しい総合計画「いきいき Fukushima創造プラン」の実現に向けまして、「ふくしまの特性を生かした産業の総合力発展プログラム」、「地域活性化を導くふくしまの低炭素社会づくりプログラム」など、5つの重点プログラムに優先的に予算が配分されたところでございます。

農林水産部の予算につきましても、この農業振興審議会をはじめといたしまして、森林審議会、水産業振興審議会の御審議をいただいております「新たな農林水産業振興計画」のスタートに相応しいものとし、今後の農業・農村・農林水産業を元気で活力があるものとしていくために、「魅力ある農山漁村の形成」、「農業の振興」、「林業・木材産業の振興」、「水産業の振興」、「安全・安心な農林水産物の提供」及び「自然環境との共生」という、新しい計画の6つの柱に基づく施策とその重点戦略でございます地域産業の6次化、あるいは、『ふくしまの恵みイレブン』強化プロジェクト』など8つの重点戦略に基づいた編成をしたところでございます。

本日は、これまでの審議会で御検討いただきました内容等を踏まえて、とりまとめました新たな農林水産業振興計画の答申案について、御審議をいただく予定となっております。千葉会長はじめ、委員の皆様には忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

司 会

つづきまして、千葉会長から御挨拶をいただきたいと存じます。よろしく願いします。

会 長

会長の千葉でございます。本日は御多忙のところ御出席をいただきましてありがとうございます。有意義な審議会にしたいと考えておりますので、是非とも御協力をよろしく願いします。

さてですね、昨年度から新たな振興計画の策定に向けて審議を重ねてまいりました。12月末に皆様方からさまざまな御意見をいただきまして、本日はそれらを踏まえて、取りまとめをしていくということになります。これまでの議論を踏まえながら、今日で、計画の議論は終わりになると思いますので、活発な御議論をいただき、答申案の取りまとめにご協力いただきたいと思っております。どうぞよろしく願いします。

司 会	ありがとうございました。 ここで県側の職員を紹介申し上げます。鈴木農林水産部長でございます。
農 林 水 産 部 長	よろしく願いいたします。
司 会	小野技監でございます。
技 監	よろしく願いいたします。
司 会	畠政策監でございます。
政 策 監	よろしく願いいたします。
司 会	宍戸農業支援担当次長でございます。
次 長 (農業支援担当)	よろしく願いいたします。
司 会	須永生産流通担当次長でございます。
次 長 (生産流通担当)	よろしく願いいたします。
司 会	松浦農村整備担当次長でございます。
次 長 (農村整備担当)	よろしく願いいたします。
司 会	飯東森林林業担当次長でございます。
次 長 (森林林業担当)	よろしく願いいたします。
司 会	門馬農業総合センター所長でございます。
農業総合センター所長	よろしく願いいたします。
司 会	なお、関係課長および各農林事務所長も出席しておりますが、出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきます。 ここで資料の確認をさせていただきます。資料につきましては本来、事前にお送りすべきところでしたが、当日配布となっていましたことをお許しをいただきたいと存じます。席に御用意いたし

ました資料は、本日の式次第、配布資料一覧、出席者名簿、席次表、委員名簿、それから答申案の資料1、厚い物でございます。それから資料2、各審議会における意見と対応。それから資料3の1と3の2、これは指標関係でございます。それから1枚紙でございますが、資料4、目標とスローガン関係でございます。それから、前回、第3回の審議会の議事録でございます。もし、不足などがございましたら、お申し出をいただきたいと存じます。いかがでしょうか。

それでは早速、議事に移らせていただきます。進行につきましては、農業振興審議会規則に基づき、千葉会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

議長
(会長)

規則に基づきまして議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。議事に入る前に本日の委員の出席状況について報告申し上げたいと思います。委員18名のうち、第1号委員の田村市長の冨塚有暲委員、第3号委員の柏村幸子委員、さらに伊藤房雄委員、この3名の方が欠席されております。現時点で15名の委員の皆様にご出席いただいているということになります。したがって、過半数を超える委員の出席をいただいておりますので、本日の審議会は有効に成立しているということになります。

次に議事録署名人の指名をいたしたいと思います。私から御指名してもよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

議長

ありがとうございます。それでは、長島俊一委員と平久井信子委員に議事録の署名をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

議長

どうぞよろしく申し上げます。

では、議事に入りたいと思います。まず、(1)ですね、新たな農林水産業振興計画(答申案)について、①本文及び指標の修正内容について、これの議事に入りたいと思います。まず、事務局より説明をお願いしたいと思います。

農林企画課長

はい、事務局を担当させていただいております農林企画課 高梨でございます。よろしく願いいたします。若干長くなりますので、座って説明させていただきたいと思います。

それではまず、前回、御審議いただきました取りまとめ案の修正内容についてであります。各審議会、農業振興審議会、それから森林、

水産業振興ということで、3つの審議会がございますけれども、各審議会からいただきました御意見につきましては資料2に整理してございます。1ページから3ページまでということで御覧いただきたいと思っております。また、指標を追加するということになりました。合わせまして22年度の国の予算が明らかになったことに伴いまして、目標値のいくつかを見直してございます。それらについては、資料3の1、それから資料3の2、3の2につきましては資料の一覧表になっております。それらにつきまして合わせて御説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

まず、資料2、審議会の意見関係でございますけれども、それらの反映結果につきまして、資料1、新たな農林水産業振興計画答申案について御説明させていただきたいと思っております。それから、庁内の関係部局、他部局からの主な意見の反映状況も合わせまして、説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは資料1の表紙をめくっていただきまして、1ページをご覧いただきたいと思っております。第1章総説でございます。ここにはアンダーラインが引いてあるところがございます。これらにつきましては、意見を基に修正したもの、それから文言整理したものでございます。例えば一番下の第3節の計画期間でございますけれども、33行目から34行目、「計画期間は、平成22年度から26年度までの5年間とします」とありますが、従来は「5年間の計画とします」と記載してましたので、文言修正ということでございます。

それから2ページをご覧いただきたいと思っております。農林水産業・農山漁村をめぐる情勢の第1節、情勢変化の2、グローバル化の進展でございます。31行目にアンダーラインが引いてあります。これは庁内から農林水産物の輸出についても書くべきではないかという意見がありまして、グローバル化の進展ということで、3ページ目に農林水産物の海外への輸出関係について記載しております。

2ページにもう一度お戻りいただきたいと思っております。2ページの欄外でございます。ここでは、グローバル化、それから北洋材について、欄外に用語の解説を入れております。これらにつきましては、農水省の用語解説や総合計画との整合を図った上で解説文をそれぞれのページに入れているところでございます。

続きまして、5ページをご覧いただきたいと思っております。第2節福島県の農林水産業・農山漁村のポテンシャルというところで、1の恵まれた県土・自然条件の中で、13,14行目にアンダーラインを引いております。アンダーラインを引いているところにつきましては、後ほど御説明させていただきますけれども、重点戦略の中で「ふくしまの恵みイレブン」ということで、11の農林水産物をあげておりまして、それとの整合をとったために追加したところでございます。

それから10ページをお開きいただきたいと思います。10ページの1行目からでございます。この部分は、第3節、本県の農林水産業の現状と役割ということで、農業産出額、林業産出額それから沿岸漁業産出額等、新しい数字がでておりますので、修正を行っているところでございます。例えば、1行目でございますけれども、農業産出額は、米価の下落等により長期的には減少傾向にあります。平成20年は、園芸作物の産出額が価格下落により減少したものの、米価が平成18年並に回復したということで、2,505億円となっております。それから8行目、農業においてはということですが、これは当審議会からの意見に基づきまして、福島県には小規模農家が多いという生産構造があるということで追加したものでございます。11ページをお開きいただきたいと思います。本県の主要な農林水産物ということで、新しい数字に書き換えたものでございます。その中で農業、黄色い部分の真ん中より下でございますけれども、りんどうがでございます。りんどうにつきましては年次が18年となっておりますが、19年以降はりんどうの全国値と比較できる統計がないために18年となっております。それと同様に、水産業の2行目でございますけれども、ホッキガイにつきましても同様に国で公表していないということで18年の値となっております。

13ページをお開きいただきたいと思います。第3章、ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿、第1節、基本目標でございます。28行目以降でございますけれども、この部分につきましては、後ほど資料4の中で、基本目標、それからスローガンということで説明させていただきますので、今は省略させていただきます。16ページをお開きいただきたいと思います。

16ページの25、26行目でございます。ここにつきましても、当審議会からの意見を踏まえまして修正を加えたところでございます。経営の安定というのを、規模の拡大と生産力の強化ということで、分けて記載してございます。それから41行目から43行目にかけて、林業・木材産業の振興という部分でございますけれども、ここにつきましては林業振興審議会の方から意見がありまして、県産材のニーズが低下しているとか、それから木材の用途が建築用から原材料等にシフトしているというふうな意見がございまして、そのことについて書き加えたものでございます。

18ページをご覧いただきたいと思います。「第4章 施策の展開方向」でございます。従来は「施策の展開方向」からすぐに「第1節 魅力ある農山漁村の形成」というふうになったわけでございますけれども、施策の体系ということで、この表を入れたものでございます。第1節から第6節まで、それから、それぞれの節、大きな柱の中で行われる中柱と言いますか、そういった施策をまとめたものでございます。

続きまして20ページをお開きいただきたいと思います。20ページの1

6行からでございます。主要指標の欄、御覧いただきますと、年、それから年度のところにアンダーラインが引いてございますが、これは、前回のとりまとめ案では記載しておりませんでした。現況値について、暦年か、年次なのか、それから年度なのかということで、総合計画との整合を図りながら訂正したものでございます。

21ページ、次のページになります。21ページ26行目から28行にかけてでございますけども、こちらにつきましては、森林審議会の方から、26行に消費者と森林・林業との結びつきを記載すべきという意見、それから、水産振興審議会から28行目の絆づくりの内容の中に、農業体験だけでなく、漁業体験を追加すべきという意見がありまして、それぞれの意見を反映した形に修正したものでございます。

それから若干飛びますが、33ページをお開きいただきたいと思えます。33ページ「第2節 農業の振興」でございます。囲みの中で、11行目以降、書き加えたところでございますけれども、総合計画との整合性を図るため、付加価値の向上について補強したところでございます。

それから34ページをご覧くださいますと、7行目4でございましてけれども、(1)から(3)を従来は水田農業とか、それから土地利用型作物というふうに記載しておりましたのを、「水稻」それから「大豆、麦、そば」、「園芸作物」いうふうに修正してございます。

38ページをご覧くださいたいと思えます。38ページの8行目、9行目でございます。これも、当審議会から、農作業の事故防止についての御意見いただきました。ここは、「現状と課題」の欄でございましてけれども、次の39、それから40ページをご覧くださいますと、39ページでその対応について、それから40ページでは、指標、新しい指標ということで、農作業死亡事故年間発生件数をあげております。死亡事故の発生件数の現況値は16年から20年までの平均ということで16件。目標値は8件以下ということで設定しています。本来ならば、死亡事故というのはあってはならないわけですので、ゼロとすべきところでございましてけれども、当面は、半分以下ということで、目標値を設定しているところでございます。

それから46ページをお開きいただきたいと思えます。「第2節 農業の振興」の「農業生産基盤の確保・整備」、その中の「農道の整備」でございます。ここにつきましては、文言を整備したところでございます。利便性の向上とか効率化、それから、生活環境の向上というふうな文言を入れたところでございます。

続きまして48ページをご覧くださいたいと思えます。「施策の達成度を測る指標」でございます。上から2段目、3段目でございます。

「機能向上により排水条件が改善される面積」ということで、目標値を修正してございます。その下の「ほ場整備率」につきましても、目標値を修正してございます。これは、国の22年度の公共事業等の予算

が、大変な減額になったという事もありまして、その見直しによりまして、目標値を下げたところがございます。なお、排水条件につきましては変更前は、75,700haということで700haの減、それから、ほ場整備率でございますけれども76%以上ということで、1ポイントの減というふうになっております。

それから52ページをご覧いただきたいと思います。52ページの指標のところでございます。これも同様の理由によりまして、「補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積」これにつきましても、とりまとめ案の中では45,200haという数字でございましたけれども、それを3,900ha以上。それから「湛水防除が維持される面積」2段目でございますけれども、これにつきましても250ha以上が200ha以上ということで50haの減という修正をしております。

55ページをお開きいただきたいと思います。「県産農産物の生産振興」の中の「水稻」でございますけれども、55ページの9行目、それから24行目ということで、アンダーラインを引いてございますけれども、文言の整理、それからあと内容を強化するために文言を追加したところでございます。それから56ページ、ご覧いただきますと、施策の指標でございます。一番下、指標でございますけれども、「特色ある多様な米づくりの作付面積」いうことで、「面積」から「作付面積」という形で修正を加えています。目標値につきましても37,700ha以上とし、前のとりまとめ案では、36,700haということで、1,000haほどの上方修正をさせていただいております。

それから次のページになりますけれども、57、58ページをご覧いただきたいと思います。「大豆、麦、そば」の部分でございます。これらにつきましても、「施策の具体的な取組内容」の中でアンダーライン引いてございますけれども、これらにつきましても、内容を強化するために、文言の追加等を行っているところでございます。

それから、58ページの「施策の達成度を測る指標」でございますけれども、1番下の段になりますが、「栽培面積」ということで出ております。前の取りまとめ案では「団地化面積」という記載をしてございましたが、「栽培面積」に修正をしております。

それから65、66ページをお開きいただきたいと思います。65ページ24行目あたりでございますけれども、ここは維持・拡大に向けての取組みの中で、この文面を追加したところでございます。それから66ページ、「葉たばこの安定生産」ということで記載してございますけれども、従来、安全・安心な葉たばこの生産ということで記載してございましたが、庁内の意見等を踏まえまして、葉たばこの安定生産、高品質の葉たばこを安定的に生産するためというふうなことで、文言を整理したところがございます。

それから、77ページをお開きいただきたいと思います。77ページ流

通・消費対策、地産地消の推進でございます。現状と課題の中の14行目。それからあと17、18行目でございます。14行目につきましては、重点戦略との整合を取るために、病院とか施設ということを追加しております。それから17、18行につきましては、地産地消を進めるためにフード・マイレージ、それから木材の方でございますけども、「ウッド・マイレージの縮減も期待されます。」という一文を追加をしています。

次に、若干飛びますけども、135ページをお開きいただきたいと思えます。なお、その間に林業関係と、それから水産業関係がございますけども、これにつきましては省略させていただきたいと思えます。

135ページからは、第6節 自然・環境との共生でございます。136ページの主要指標の欄をご覧くださいと思います。18行目、そのところに耕作放棄地の解消面積ということで、これは、主要指標でございます、ここに入るべきところが入っていなかったということで追加したというところでございます。いわゆる農林漁業の有する多面的機能の発揮という部分に記載がございます。

138ページをご覧くださいと思います。環境と共生する農林水産業の中で、138ページの1行目でございますけれども、家畜排せつ物の適正処理、それから2行目の最後の方になりますけれども水環境にやさしい農業技術の猪苗代湖周辺地域での重点的普及ということで、これは、庁内からの意見を基に、追加、修文したところでございます。それから、下の方にあります施策の達成度を測る指標でございます。3段目の認証を受けた特別栽培農産物の作付面積とそれから有機農産物の作付面積につきましては、指標追加ということでございます。これは後ほど説明させていただきたいと思えます。なお、28行目の有機農産物の作付面積でございますけれども、これは従来は、有機農産物の生産工程管理者、いわゆる人数を出していたわけでございますけれども、面積に変更したものでございます。

続きまして、147ページの重点戦略をご覧くださいと思います。第5章 重点戦略でございます。8本のプロジェクトを記載してございます。内容につきましては、前回御説明させていただいたところでありまして、内容の説明文の文言の整理等を行っております。

それから、続きまして149ページをご覧くださいと思います。「みんなのチカラで自給率向上プロジェクト」でございます。あちらこちらにアンダーライン引いてございますが、前回までは、いわゆる体言止めという形の文面、文章としていたところを修正しました。例えば、11行目ですね、「利用拡大を図る組織づくり」という事で止めてあったのを、「組織づくりを進めます。」とか、それから、例えば、23行目も同じように「農産物加工を行う団体等による有効活用」という表現にしておりました。それを「耕作放棄地の」とか、「促進します。」と

いうふうな形に修正したところでございます。次のページ、151ページも同様でございまして、『『ふくしまの恵みイレブン』強化プロジェクト』でございまして、これにつきましても、体言止めのような形で、例えば、12行目「全県的拡大」で終わっていたのを「を図ります。」というふうな文面にしています。

それから、153ページをご覧いただきたいと思います。同様に、体言止めを修正したという事と、関連指標としまして、34行目、35行目にある有機農産物の作付面積、認証を受けた特別栽培農産物の作付面積を指標として追加したところでございます。

155ページ、地域産業の6次化の推進でございまして、5行目をご覧いただきますと、後ろの方でございまして、とりまとめ案では「6次産業化を推進し」というふうに記載していたところでございまして、総合計画との整合を図るために、「地域産業の6次化を推進し」と修正しております。その点が、大きく修正したところでございます。それから同様に、体言止めを修正したところでございます。

それからちょっと飛びます。166ページをご覧いただきたいと思えます。166ページの地方の振興方向でございまして、前回は、165ページの中表紙と云いますか、前文がありまして、すぐに県北地方というふうな構成になっていたわけでございまして、ここにですね、166ページをご覧いただきますと施策の展開方向ということで、下に6本の柱がございまして、それを受けまして、各地域での振興方向のテーマ、それから主な取り組み内容について、簡単にとりまとめたものを記載しております。

それから169ページをご覧いただきたいと思えます。これは、県北地方の地方計画の部分でございまして、169ページの22行目から24行目にかけてでございまして、ここは庁内からの意見を受けまして、修正したところですので、ここでは有機、エコファーマー、それから特裁に関する記載をしていたわけでございまして、特に県北地方におきましては、果樹の複合性剤の利用というものが進んでおりまして、それに対応するような防除についても記載を追加したものでございまして。

それから181ページをご覧いただきたいと思えます。181ページの36、37行目ですが、これは会津地方の計画で、猪苗代湖の水質保全に関する対応についても記述が必要であるという庁内からの意見を受けまして「水環境にやさしい農業技術の普及に取り組みます。」ということを追加しております。

それから、最後になりますけれども、195ページ「第7章」のところでございます。195ページ「第7章 計画実現のために」のところでございますけれども、9行目10行目でございまして、ここにつきましては、当審

議会から、「県民に期待する役割」の中で、自給率の向上を期待すべきではないのか、あるいは、自給率の向上ということであれば地産地消ということではないか、そういった御意見をいただきまして、修正したところです。ここに記載してありますように「県産農林水産物の地産地消や地域の環境に配慮した暮らしを実践するとともに」ということで、地域の環境に配慮した暮らしということでありまして、CO²の排出削減とか、それから食品の廃棄、食べ残し、そういったものを無くすとか、それからあと県産材、ペレットストーブを使うとか、そういった意味を込めまして、このように修文をさせていただいたところでございます。

それから196ページでございます。参考資料という形で付けておりますが、これも当審議会から施策の展開方向、それから重点戦略の関係が分かるようなものがあるけれども良いのではないかと御意見がありまして、このようにまとめてみたところでございます。見方といたしましては、縦に6本の施策の柱がございます。「魅力ある農山漁村の形成」、それから「農業の振興」、最後が「自然・環境との共生」ということでございます。それに重点戦略、8本ございますけれども、色別にしてございますが、それらを横串として刺しながら、なおかつ、こういった内容がこの施策の展開の中と関係するのか、いう考えでまとめてみたところでございます。

それらをもとにしまして、基本目標については、のちほど説明いたしますけれども、基本目標に向かって施策を展開していくんだという内容となっております。

以上が、本文の中で修正等したところでございます。

続きまして、資料の3-1をご覧くださいと思います。資料の3-1でございます。追加の部分、3つございます。まず先ほど申し上げましたように「農作業死亡事故年間発生件数」について。それから、「林業・木材産業の振興」の中で、ナメコ、県オリジナル品種でございまして、N1からN4までございます。その生産量ということで、現状12tを57t以上にするというふうなことでございます。それから、3つ目といたしまして、認証を受けた特別栽培農産物の作付面積ということで、内容につきましてはここに書いてございますけれども、「特別栽培のうち、認証機関により認証された作付面積」ということでございます。現在、県が認定して登録してある認証機関というのが、JAの全農ふくしま県本部をはじめまして、4機関ございます。これですと、面積がきっちりつかめるというふうなことで

ございます。なお、特別栽培農産物の中には、農林水産省のガイドラインに基づいて、自らが特別栽培の表示をしているという特別栽培農産物もございますので、確実に面積がつかめるものを指標としており

ます。また、目標値については、現状の 5,179ha を 1.5 倍以上にするというふうなことで 7,800ha 以上、ということで設定しております。

この 3 つを加えますと、全体で、指標の数が 102 になります。それを一覧表という形で表したものが、資料 3-2 でございます。資料 3-2 をちょっとご覧いただきますと、1 番目の「農産物加工品販売額」から一番右下の「保安林指定面積」まで 102 の指標というふうになっております。なお、網掛けをしている指標につきましては、総合計画と共通の主要指標ということでございまして、それぞれの施策の展開を図る中でも、第 4 章各節の最初のところに、主要指標ということに記載しているところです。

また資料 3-1 にお戻りいただきたいと思います。資料 3-1 のまん中から下でございますけれども、変更ということでございまして、目標値の変更というものと、それから、目標値設定の考え方の修正という二通りでございます。まず、一番目といたしましては、ため池の整備率です。予算の見通しの変更によるためということで、4ポイントほどの減ということでございます。それから、ファンクラブの会員数でございますけれども、設定の考え方について、前の取りまとめ案の中では、上に記載してあるような考え方で目標値を設定してございましたけれども、1.5 倍以上となるように 3,000 名を目指すというふうなことで、目標値の設定の考え方を修正させていただいたところでございます。

それから次のページになりますけれども、上の 4 つでございます。いずれも農業農村整備事業関係でございますけれども、国予算の見通しの変更によるということで、それぞれ目標値を修正しております。

次に、特色ある多様な米づくりの作付け面積でございますが、作付け面積の見直しにより、これは先ほど御説明したとおりでございますけれども、1,000ha の増ということになっております。

それから、有機農産物の作付け面積ということで、取りまとめ案の中では生産工程管理者の人数を示しておりましたけれども、面積に変更しております。

それから、林業・木材産業の振興の中では、間伐材の利用量ということで、目標値の積算から国有林を除いて、民有林のみにしたということで、若干の修正があったということでございます。

一部説明を省略させていただいたわけでございますけれども、以上の通り審議会にいただきました御意見等に基づきまして修正を行っているところでございます。以上でございます。

議

長

はい。御説明どうもありがとうございました。

それでは、各委員に御質問、御意見をお願いしたいと思います。前回はかなり議論を重ねましたので、そこでなされた審議会の意見を踏

まえて、修正ないし調整したところ、それから指標の追加ですね、全部で102になるということです。それから、国の予算の変更に伴うものが目標値が下がるというようなことが主な変更点だったと思います。さらに、もう一つですね、庁内からの意見も踏まえて修正されているということです。

何か御質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

武田委員、よろしくお願ひいたします。

武田 委員

すみません。資料1の20ページなんですが、主要指標のところでは22行目の「農商工連携体を把握した件数」、現況は0件で、目標値が75件以上になってます。これはたぶん国が後押しして、農商工連携を大分言ってますので、そういった関係があつての目標値だと思いますが、75件、単純に5で割ると、年間15件になります。この目標値をあげた根拠があつたら、教えていただけますか。

議 長

はい。20ページのところですね、件数について、御質問ございました。担当課からご回答を。

農林企画課長

はい、事務局から御説明させていただきます。

農商工連携体を把握した件数ということでございまして、これは、現在、農商工連携とういうことで施策を展開しております。年間15件程度というのは、県内7地域でございすけれども、1地域あたり2、3件程度ということです。そして、年間15件の5年間ということで、75件以上という目標設定です。

議 長

はい。いかがでしょうか。武田委員、よろしいですか。

元来ゼロ件ということですので、そこから引き上げること自体がかなり大変なことだろうと思いますが、目標を設定して進めていきたいと、そういうことだろうと思います。ほかはいかがでしょう。

浅和 委員

よろしいですか。

議 長

はい、浅和委員、お願ひいたします。

浅和 委員

大体こういうもんだなあということで、異議ないわけでございますが、ただ一つ、136ページ、主要指標の耕作放棄地の解消面積。これは、現況値41haに、目標値が平成22年から26年間の累計で2,000ha、これは確か17年の農林業センサスで福島県全体で耕作放棄地は21,700haあるはずです。それで今度22年にこのセンサスをやるということで、恐らく21,700haより、私の考えでは多くなると思う。だから、21,700ha、

これ（の内訳として）、それぞれの市町村で農業委員会が緑とか、黄色とか、それから、今さら農地再生が難しい赤と、こういうふうなことで積み上げをした累計面積が分かると思う。21,700haのうちどのぐらいこの耕作地として再生可能な面積があるのか、赤が、どのぐらいになっているか、私は分かりませんが、少なくとも、（再生可能な面積が）2万弱はあると思いますんで、5カ年間で2,000haでは、耕作放棄地の解消に対する意欲の程が、これでは考えられない。だから、これは、もっと面積を増やして、そして、そういうこと（耕作放棄地の解消）を旗印に掲げて、いまこの農業の変化に対して、こういう面で、福島県は全国3番目の県土の面積、そして農地の面積もそれに比例して多い、福島県は農業県なんだ、やっぱりこういうことをしっかりと、この辺で示すべきだと思いますが、いかがですか。

議 長 耕作放棄地については、前回もよく議論されたところですが、いかかでしょう。担当課の方から御説明をいただけますか。

農村振興課長 はい、農村振興課です。

議 長 農村振興課、お願いいたします。

農村振興課長 ただいまの浅和委員からの御指摘でございますが、前々回からもこの面積につきましては、各種議論があったかと思えます。福島県といたしましては、平成20年度に全体調査、全国調査がございましたけれども、ここで8,880haという一筆ごとの面積が出てまいりまして、現在も追加調査をしております。それは委員ご指摘のように、緑、黄色、赤という形で、赤の部分は復元は困難という面積になってございますが、緑と黄色については、なんとか再生をしていこうということで、各市町村に地域協議会が設立されてございまして、今現在45の地域協議会が設立をみております。あと12の協議会ができれば、全県域で協議会ができます。現在、各地域協議会では、この緑と黄色の部分について、なんとか解消しようということで、解消計画を順次作成中でございます。我々の手元に届いている緑と黄色の面積は約1,700から約1,800haまで積み上がってきてございますので、当面、この市町村のいま解消しようとしている面積、これを精一杯、国の交付金、或いは県の補助金を使って解消を速やかにやってまいりたいと考えてございます。また、この追加調査の中で、この解消面積が積み上がってまいりましたら、それらを含めて、今後精一杯解消に向けて努力していこうと考えております。

議 長 浅和委員。

浅和 委員

はい、分かりました。

そういう市町村の積み上げの面積によって、ということのようではありますが、それは消極的では。これはたいへん失礼だけれども、私はやっぱりもっと県が、こういう計画の中で、最初に私言いましたが、少なくとも、耕作放棄地の（解消を）、この際5カ年間でね、1/4ぐらいはなんとかやっていく。そういう（目標を）ある程度、上段に掲げて、そして、市町村等とも、国とも、或いは県単独、或いは市町村独自というようなこと（事業）もあると思う。とにかく、福島県はそういうことで、耕作放棄地をこの際なくすんだと、ゼロとは言わないまでも、せめて、21,700haの1/4ぐらいは、福島県としては目標に掲げる。こういうやっぱり、前向きなの計画でない。現在の市町村で、まったく関係ないところは、意欲のないところはやりませんからね。そういうところもやっぱり、きちっと、こういう計画のもとに進めるというようなことにならないと困ると思う。いかがですか。

議 長

それでは。

降矢 委員

はい、今の件。

議 長

今の件ですか。

降矢 委員

はい、関連で。

議 長

はい。関連して。

降矢 委員

地域の協議会がそれぞれにできて、耕作放棄地の解消に取り組むという、そういうことに関してはとてもいいことだと思ってますけれども、現実問題として、予算が、これだけ減らされているときに、特に財政基盤の弱いところが耕作放棄地がいっぱいあるわけですね。コストの面からいったら、耕作放棄地を減らそうというところに予算を使うよりは、もっと、別なところに予算を使った方が農業全体としての、効果が上がるじゃないかなあと、私は中山間地域に生きるものとして、そういう考えを持っております。

議 長

渡部委員をお願いします。

渡部 委員

いま、浅和委員のおっしゃたことを理解するために、県の方にちょっと御質問をしたいのですが。まず、県内の集落数ですね、県内の集落数がいくつあって、その中で現在、集落の崩壊の進んでいる集落が、

国土交通省で調査していますので、多分数字は置き換えになる（今後、最新のデータが公表される）と思いますが、いくらぐらい予想されるのか。それから、いま、この耕作放棄地、今回もちょっと御質問させていただいていたんですが、耕作放棄地の実態ですね、いわゆる、平場がどのぐらいで、中山間地域に該当する部分が面積で大体いくらぐらい、何パーセントぐらいなのか、まず、その辺をですね、教えていただいて、浅和委員の御意見の御理解をしたいと思いますから、ひとつお願いします。

議 長 ご質問がございましたので、どちらかで御回答いただければと思いますが。いかがでしょうか。

次 長 議長、農村整備担当次長の松浦です。

(農村整備担当)

議 長 はい、お願いいたします。

次 長 浅和委員の方からですね、耕作放棄地の今回の指標、2,000haは少ない、少なくとも耕作放棄地の1/4を解消するという指標を掲げるべきである。こういう話を伺いましたけれども、まず、現在、先ほど、農村振興課長の方から話をしましたように、全体調査をしております。これは12月現在、概ね13,000haの耕作放棄地を把握しております。それを色別で見ますと、緑と黄色、いわゆる将来、解消計画をつくっていくというような解消面積が概ね7,500haでございます、それを農振農用地とそれ以外に分けますと、農振農用地が概ね4,500ha弱というような状況になります。将来、解消すべきものいたしますと、現時点での水準でございますけれども、全体で概ね7,000haぐらいになるかと思えます。でありますので、7,000haのうち、今回2,000haを目標に掲げているということなので、解消すべき面積の概ね1/3から1/4ぐらいの目標値になっていると考えているところでございます。

議 長 農村整備担当の松浦次長から御説明をいただきました。

渡 部 委員 私から質問を。

浅 和 委員 はい。

議 長 すみません、ちょっと待ってください、浅和委員。渡部委員から出された御質問にいかがでしょうか。回答をいただきたいと思いますが。

渡 部 委員 いいですか。私のほうから。

議 長

はい。

渡 部 委 員

なかなか出てこないんで、もし、間違っていたら、後で修正してください。

私が掴んだ数字なんですけど、先ほど浅和委員がおっしゃった前回のセンサスですね、その時、福島県の21,700haの耕作放棄地というのは、出てますね、きちっとね。それが前回のセンサス。全国では386,000haというような数字が出てます。

福島県の集落数は恐らく1,567だと思います。2007年の5月の数字なんですけど、1,567集落で。国土交通省が調査した中では41集落、この全体の2.6%がですね、恐らく集落が崩壊する、というふうに調査の結果が出てます。2007年ですから、それから考えると、あとここ5年、10年でこの数字がもっと増えてくるだろうと、私は、そう思うわけです。そこで21,700haの耕作放棄地の中山間、平場（の内訳）を考えた場合に、実際として、どのぐらいあるのかというのは恐らく掴んでいらっしゃると思いますが、私は6割以上が中山間だというふうに見ております。その中山間が、その数字を持っているということになると、集落が崩壊、限界集落が更に上積みになる。ということになりますね、この耕作放棄地をですね、水田に戻して、作付けしようというのが本当に可能なかどうかということが一点。もし、この耕作放棄地を解消するということになれば、浅和委員のいった意見にもうちょっとプラスの方で考えてほしいですが、今、国ではですね、この耕作放棄地を絶対無理だということについてはむしろ林業化をした方がいいと、林業化をすると、林業化には国でも補助金を出しますね、転作をできない、もう転作をできない完璧に耕作放棄地だと、これはもう復元をできない、その部分については、最初から林業化を打ち出す。後で調べていただいても結構なんですけど、鹿児島県と長野県はすでに実行しているですよね。長野県はですね、2008年には4,000haですか。今回はですね、6,600haほど林業化に、もう無理だと、復元は無理だと、だから、林業化を進めていくということで、いわゆる、国からの補助金をいただいて、林業化を進めていく、単なる耕作放棄地ではおかないというようなやり方を打ち出している。国が現実的に打ち出している。この辺のところを捉えれば、もうすこし復元、復元と言っても、限界集落なり、集落がなくなるところでは、復元はなかなか難しいところですよ。企業が入るといいですけど、そんなことはなかなか企業が入ってやるというのは難しいと思いますから、私はプラスアルファでそういう林業化というものも考えていただければどうかと提案したい。

議	長	<p>渡辺委員の方から補足の発言がございました。 次長、お願いいたします。</p>
次	長 (農村整備担当)	<p>耕作放棄地の中で、いわゆる森林化、森化が可能な地域については大いに戻すべきではないかという御意見だと思います。</p> <p>先ほど耕作放棄地の全体調査の途中経過ですけれども、お話しした中で、市町村の積み上げですが、13,000haくらいを把握しているのですけれども、そのうち概ね43%にあたります約5,600haがまだ中間的な耕作放棄地となっています。そのうち、それをどうするかと決めたのは、その概ね700haを市町村が決めてます。県といたしましては、まずは周辺の土地利用の状況などがどうなっているか、あとは市町村の取組み方針、土地の資産、その辺を踏まえながら、森林としての活用を検討していく必要があるのではないかと考えております。</p> <p>もう一つの限界集落での耕作放棄地の話ですけれども、我々、耕作放棄地の対策としましては、二つの視点で考えております。</p> <p>一つの視点は、耕作放棄地になるのをまず防止する。いわゆる未然防止という対策でございます。あともう一つはすでに耕作放棄地となったものを再生するという二つの視点を考えております。</p> <p>限界集落といいますか高齢化が進んだ集落、さらに中山間地につきましては、中山間地域等直接支払制度がございます。あと平場等につきましては農地・水・環境保全向上対策等がございます。それらが集落内のいわゆる農地なり、農道なり、農業水利施設等を共同で管理していきたいでしょうと。さらにはその中で耕作放棄地については発生させないというような取組みを積極的に展開しております。中山間地での耕作放棄地発生の未然防止についてはそういう施策で防止していきたいと考えております。</p>
議	長	<p>浅和委員お願いします。</p>
浅和	委員	<p>13,000haくらいというような捉え方、だいたい農林業センサスの21,700haと13,000haという数字にはだいぶ差がある。基数(もとすう)に。私は、その辺が理解できないのですが。ある程度農林業センサスの数字というのは、その中には赤マークもあると思う。だからかなり可能面積はまだあると思うが、そういうことを考えると2,000haというのは、いま農業県として力を注いでいこうと、こういうことを大上段に掲げて言っているわけですから、そういう時にこういう計画のところに耕作放棄地を2,000haというのは、これは少なくないですかと、意欲のほどが疑われるのではないですか、意欲が無いということになるのではないですかと、こう言いたいわけです。今聞いていると、その基数そのものが、農林業センサスの21,700haはでたらめな数字なのかどうか</p>

ということになる。ある程度当時の調査の数値というのは、根拠が無いわけではないと思う。だから、そういうことを思うわけです。例えば、うちの方では耕作放棄地対策協議会で農地再生室を設けて徹底的にやっているんですよ。これは村単で今農業事情が容易でないとか、どうか、こういう時にこそ自ら努力しようということで、耕作放棄地対策協議会の名のもとに今再生室を設けて、そして再生しているのです。だからうちの方の畑もここ3年くらいで2、30町歩やるという考えでいるわけですから、だから、もっと県は、きちっとこういうところには意欲のほどを示すという、これが計画書ではないですかということをおしは言いたいです。構わないで、意欲のほども示さない、そして、ただ（市町村から）上がってきた数字の実数に近いところでやるのであれば、県の農政に対する、耕作放棄地に対する甦らせるという姿勢が、県としての姿勢がうかがえるのではないですかと言いたいわけですね。

あとは時間がかかるから、みなさん良いようで結構です。私はそう思うし、私はそういう取組みをしているということです。

議長

部長お願いいたします。

農林水産部長

耕作放棄地の話でございますが、進めるべきという御意見ほかいろいろ伺いました。私共といたしましても、農業に利用可能な農地については、できるだけ解消していきたいというふうな気持ちを持っておりまして、そのためには農林業センサスで21,700haと言われていた耕作放棄地の実態をきちっと把握するというところで、現在市町村をお願いして地域協議会の設立なども一生懸命お願いしながら、色分けを進めるように取組みをしているところでございます。そういう中で市町村が一筆一筆を、現状を確認しながら、緑、黄色、赤という中で色分けし、さらに緑、黄色については再生の計画を立てていただくということで取り組んでいるわけでございますので、その解消につきましては、地域での取組み、あるいは新しい形で、例えば教育ファームとしての利用とか、あるいは農業を志す新たな二地域居住とか、そういった面でのあらたな参入ですとか、さらには、福祉施設等様々な主体の参加によって、耕作放棄地を解消していこうという取組みのための予算を立ててございます。2,000haという数字は確かに21,700haから比較すれば低いと言われるかもしれませんが、現実的に解消していくという強い決意を持って、(2,000ha)以上ということでございますので、いろいろな審議会での御審議を踏まえながら、できるだけ多くの面積が解消できるように市町村とともに取り組んでまいりたいというふうにご考えておりますので、よろしくお願いたします。

議 長	渡部委員お願いします。
渡 部 委 員	今の耕作放棄地の面積ですが、私はむしろ浅和委員と全く反対な意見で、多いと。実施不可能な面積だと申し上げたかったのですが、そのあといろいろと調べをしてみまして。ところが、本日は示されて検討している計画案については、前回12月25日に実施したんですね、会議を。ところが23日にはこの計画書が県民に公表されているんですね。新聞に公表されて、しかもこの中で耕作放棄地を2,000haについては、県は意欲的だと。非常に意欲的な計画を立てていると評価を付け加えるような公表がされている。県民に公表されている。だから私はこの内容については、このままの数字でいいと。公表されているものをいまさら修正することはできないと思いますから、この計画でいいだろうというふうに私は思います。以上です。
議 長	今、渡辺委員の方からですね、
浅 和 委 員	議論は尽きない。色々な意見があるのはいい、私は現実に取り組みをしているわけですから、そんな夢の無い面積はないという考えです。後はしょうがない。
岸 委 員	今、公表されているといったお話しがありましたけど、どういう形で公表されているんですか、審議会を通過しているわけでないものを。それは重大な問題だと思います。
農 林 企 画 課 長	そのことをございますけれども、この審議会につきましては公開されているところをございます。ですから、そのためには新聞社の方もいらっしゃいます。このことについては森林審議会も昨年、農業振興審議会の前にあったわけをございますけれども、その際に取りまとめ案を提示したときに、新聞社の方で報道したということをございます、公表したということをございません。あくまで、報道されたということをございます。
岸 委 員	報道されたということですね、報道だけですね、コメントは無いですね、コメントはあくまで新聞社が考えてコメントを出したということですね。
農 林 企 画 課 長	その通りをございます。
議 長	耕作放棄地問題に議論が集中しております。まずは、これまでの経緯を確認させていただきますが、12月に審議会がございまして、その

ときにいろんな御意見が出されました。それらを踏まえて追加修正等があったということです。12月25日のときに耕作放棄地の面積についても、これは実現不可能ではないかという御意見がむしろ出されたということです。しかし、これは各市町村の調査、それから申告にもとづきながら一つ一つ出されたものだから実行可能だということもその審議会で一定の了解を得たものだろうと考えております。浅和委員が前回ですね、途中で欠席なされたこともあって、今日新たにこういう議論がされているところでありますけれども。先ほど部長、それから担当課長等からも補足説明等ございましたように、一つは耕作放棄地を解消しようと、解消していこうと、未然に防止していこうというような意図がこの計画案全体に、ある意味、漲っているのかと思います。解消についても教育ファーム等の取組み等も今後進めていこうということも、この中で書かれておりますし、耕作放棄地そのものを是非解消していこうということであると思います。それと数（目標値）ですね、果たして数が可能かという意見。もう一方では可能かどうかということはあるけども、スローガンとして目標を高く掲げて示すべきとの意見が出されているのだと思います。数値自体も実現することが大変難しいのではないかという意見もございましたし、この数値自体はかなり高い目標ではないかと思います。ですから、まずはここから積み上げながら、この解消が出来た暁にはさらに追加していくといったようなことも必要になってくると思いますので、できればこの事務局の提案で進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。会長としてはそのように考えておりますが、よろしいでしょうか。

（ 委 員 ）

異議なし

浅 和 委 員

「以上」ということがありますから（良いでしょう）。私は、ただ言っているのではなく、自らが取り組んでいるのですから。そういう意気込みでやらないきゃ農業は駄目です。「以上」と言うことがあるので、それにしても2,000haというのは21,700haという状況の中で何たることだと、こう言いたいわけです。（2,000ha）以上ということで最大努力していただくということで。これが終わらないと進まないで終わります。後はありません。

議 長

はい、どうもありがとうございます。それでは、この原案で進めさせていただきたいと思います。他の点で如何でしょうか。佐瀬委員お願いします。

佐 瀬 委 員

私は、全体として意見を述べたいんですけど、私は、実際に農業をやっているものでございます。最近、農業は厳しいとかいう報道がさ

れたり、世間でも農業者自身も大変だなということは実感で感じております。今回、政権が変わりまして農政が大きく変わろうとしております。その中で福島県はですね、これは政権が変わる前から審議会が始まりまして、今、ようやく答申案が出来ようとしております。皆様の貴重な意見をいただいて、本当に立派な振興計画が出来たなと考えております。問題は、この立派な振興計画をどうこれからの福島県の農業に活かしていくのか、それが一番だろうと思います。私たち農家の役割も一番重要な点でありまして、農家自身が意識改革をして、これからの農業をですね、道を歩いていかないと本当に立派な振興計画が出来ても絵に描いた餅になってはもったいないと。私どもも色々な場面において、この振興計画を仲間に伝えながら、これからの福島県の農業を引っ張っていきたいと考えております。本当にありがとうございます。

議長

どうもありがとうございました。計画の実行に向けての強い要望だと思います。今後しっかりやっていただければと思います。他にいかがでしょうか。大宮委員お願いします。

大宮委員

先ほど武田委員が農商工連携体を把握した件数がゼロという話がありましたが、この26ページのコメントの*5と書いてあるところを見ると、農商工連携体が把握した件数って何かと言うと、「ふくしま農商工連携促進協議会が把握した農林漁業者と商工業者の連携体の数」と書いてあるんですが、これはどのような協議会かさっぱり分かりませんけれども、実際のことでいえば、ちょっと前ですけどもホテルと農協等がタッグを組んで地産地消のメニューを出したりということもありますし、後はファミリーマートなどのコンビニが弁当つくっても、地域の短大の人達や女子校の人達と一緒にメニューをつくったりすることがあって、全くゼロということは私はおかしいと思います。小さいことかもしれませんが、例えば、福島県の物産コンクールを見ると、福島県のモモを使った何とかですとか、地場産品をいっぱいつくって売ってると思うんですよ。それがコラッセに行かないと売っていないとか、色んなところに行っても売ってないとかという話もいっぱい聞くんですけども、実際はやっているわけで、ゼロというのは、ふくしま農商工連携促進協議会というところからしか取らなかったとしたら、これは非常に片手落ちな数字じゃないかなと思うんですよ。目標値で現況の数値はかなり精度をもっていないと、目標値ってゼロから75にするため年間何件ずつ、地域に割れば2つか3つやればいいと言うのは単純な発想過ぎると思うのが一つ。それと、後ろに7つの地域で色々なことをやります、重点的に何とかと書いてありますけれど、おしなべて一番最初に就労する人を確保したいとか、何とかし

たいというのが、同じことばかりがあちこちに書いてある。それは全体的なこととして就労する人数を増やしましょうと言っているにも関わらず、県北でも就労の人数は増やす、どここの地域でも就労の人数を増やす。もっともっと特化した重点対策をしない限り、福島の色んな地域は活性化はなかなか難しいところも出てくるのではないでしょうか。もっともっと具体的なものでもっていかないと、佐瀬委員のように農業をやっている方、私も農業をやっている人間を何人も知っていますけど、本当にその人達（の所得）が年間96万円、90何万円、私の知っている人はもうちょっと取っているんじゃないかと思うんですけど、それではいくら何でもサラリーマンになった方がはるかに年収が良くなるということです。そういう、凄いギャップがあるような気がします。私は、ちゃんと農業と観光、農業と商業はタッグを組んでいるはずだと思っていたのにゼロというのはびっくりしました。それと、各地域が自分のところの特色をもっともっと表に出すべじやないかと、これでもちょっと足りない。同じことを同じように書いているようなら何の意味も無いんじゃないかなと、これを読んですごい疑問に感じたところでした。

議長 長 はい、只今、2点の質問がありました。

企画主幹 はい。議長。

議長 事務局お願いします。

企画主幹 農林企画課でございます。

只今、「農商工連携体を把握した件数」とその脚注の部分でございますが、これまでも県内では、農業者。それから商工業者。それから観光の関係者、皆さんでいろいろな連携した取り組みがございます。これらを踏まえまして、県では、21年度、今年度から「農商工連携ファンド」といったものを創設して、それぞれの事業者の皆様の新たな商品開発とか連携とかを応援する仕組みを作りました。さらに、脚注のところに「ふくしま農商工連携促進協議会」とありますが、これにつきましても今年度に、昨年夏にですね、その協議会を立ち上げまして、農業団体それから商工業団体、観光、それから金融など様々な関係者で協議会の設立をいたしまして、それぞれの事業者の取り組みを応援しましょうということで、今年度から本格的にこの農商工連携の取り組みに力を入れているところでございます。

これらの取り組みを来年度以降もさらに発展させていくために、力を入れていくということでございまして、現況値につきましては「ゼロ」という部分で、いろいろと議論があったわけでございますが、あ

るひとつの基準ということで、今年度立ち上げました「ふくしま農商工連携促進協議会」でですね、協議会が把握したものとして一定の基準を設けまして、今後、力を入れていくということでこの数字とさせていただきます。

先ほど、(平成26年度の目標値が) 75件という話も申し上げましたが、それぞれ県内各地で様々な取り組みがございますので、県といたしましては、関係団体と一体となって応援していきたいと考えております。

以上でございます。

岸 委 員 はい。今の件についてなんですが。

議 長 はい。今の件ですね。岸委員どうぞ。

岸 委 員 今回の件に関してなんですが、例えば、21年度に発足したところが20年度の実績値を把握していないのは当たり前の話でして、それじゃあなぜ、20年度の実績としているんですか。21年度の実績値をゼロとした方がいいんじゃないですか。

実績でいくと国の認定を受けているものが、たぶん20年度にありますよね。それから21年度もありますよね。21年度はたぶん5件かな。5件あったと思うんです。それを無視して、「ゼロ」を75件とするのととても大きく感じるんですけど、年間5件やっていけば、5年経てば、25件は、同じペースでいっても、努力しなくてもできちゃう数値で、(75件は) たったその3倍だ。という話となっちゃうんで、やっぱり、大宮委員の言われたように、ひとつのところでだけで測る、それは前からあった団体が把握している数値ならいいんですけど、そうじゃないわけでしょう。だからそれは指標の扱い方としておかしいなという気がします。

議 長 事務局、これはどうですか。

政 策 監 はい。お答えします。

この農商工連携につきましては、現実には、一昨年に農商工連携促進法(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案)ができて、これに基づいて国が認定をして、様々な支援措置をするという制度なんですが、それ以前に、商工業者と農業者が組んでいろいろな商品開発をするというのはたくさんやられていると思うんです。そこで、さらに促進するために促進法ができ、そこで21年度、昨年は、25億円を国と県で基金をつくりまして、農商工連携ファンドをつくって、現在、第2回目の申請を受け付けておりますけ

ど、やっとスタートしたということで、実際に、どのくらいの農商工連携企業体ができているかを把握することは非常に難しいことです。各農林事務所の担当者がそれぞれ聞き当たったといっても、実際にどこを指標として定めるかという問題もありますし、たくさんある中で、一つが一番わかりやすい、客観的にはっきりしている指標として何を捉えるかということで、このような形で捉えたということです。また、これは農林水産部ではなくて、言い訳をさせていただきますと、商工労働部の商工振興の計画の中で指標として設定しているもので、これは農商工連携ですから、我々も一緒に努力しながら促進していくという意味で掲げた数字でございまして、言い訳をさせていただくと、商工労働部が設定した数字でございます。言いにくいことではありますけども。ただ、たくさん（連携の事例が）ある中で（指標となるものを）どうやって捉えるかというのは非常に難しいことです。だから、そのひとつの目安として促進協議会ができ、これからがんばっていこうということで、今必要なんですけど、どんどんこれから年間15件くらいずつ増やしていこうと考えているところです。で、今年からファンドがスタートして、特に、あとで出てきますけれども6次産業推進の戦略を作りまして、県だけではなく、各農林事務所など出先機関も含めてやっていこうということなので、指標にとらわれないで頑張っていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長

はい。武田委員。

武田委員

最近、県のホームページを見ていないので、最近ちょっと変わっていたら申し訳ないんですが、これは農業振興審議会の委員としてではなく、一般県民としてすごく思うことがあります。去年の秋にふくしま農商工連携促進協議会が把握したということをおっしゃいましたが、他の部との連携・連絡ともおっしゃっていましたが、国もそうなんですけど、農業なら農業だけで完結してしまっって、同じ建物で仕事をしてらっしゃるのに他の分野との連携ってどうなってるんだろうと疑問に感じています。よそがそうだから、こちらもというのではなく、是非、福島県として、商工関係の部署、農業関係の部署、工業関係の部署との連携をしっかりしていただきたいと思います。

議長

はい、どうもありがとうございます。今のは要望ということでした。今、農商工連携についての御意見がでていますが、ほかにいかがでしょうか。はい、渡部委員。

渡部委員

今の農商工連携について、ちょっと認識が甘いので教えてほしいんですが、現実的にですね、あの21年9月に発行されました「農業・農村

等に関する年次報告」があるんですが、これを見ますと、県はこれまでにかなり介入してですね、いろいろな商品開発をした実績が載っているんですね。例えば、東和町でやった桑の実とか葉とか、あるいはアスパラガス、長芋を使った商品開発とか、喜多方市では、会津の身不知（みしらず）柿を使ってですねゼリーとか水まんじゅうとか甘酒、モンブランなどを開発して、今売り出しているんですよ。結構ですね、これを読ませていただきますと、いっぱい開発したものが事例として載っているんですよ。それがその「ふくしま農商工連携促進協議会」ですか、そこが把握しないと指標の実績とならないのか。むしろ、そのこうしたデータがあって実績が上がっているんですから、そういうものを（指標の数値として）乗せてもいいんじゃないかと思うのですが、その辺のことを教えてください。

議長

部長 お願いいたします。

農林水産部長

数値の目標をどのように考えるかということでございますけども、目標ということでございますので、現実性がなければならないというのがひとつございます。それで、その母数、もととなる基準年の指標というものが正確に把握されていて、目標に対してどのくらい近づけられたのかということによって成果を測る訳です。今、お話のありました農商工連携の取り組みの数については、実際のところ、例えば、県では、「あそこでこういうことをやっている。」「ここで、こういうことをやっている。」というのは把握できますけれども、じゃあ、実際に、商業活動や農産物の販売活動の中で、農商工連携というのが県内で何件行われているのか、20年度に何件行われているのかということについては、残念ながら資料がございません。ですから、例えば、20年度に県で把握している数を拾いあげてもですね、例えば、ある地方では正確に把握している。しかし、別な地方では全く把握していないということがあるわけです。それを客観的な数字として表すための元々の数値が何がいいかということをいろいろと検討いたしました結果、それは20年度は「ゼロ」かもしれないけれども、新しい農商工連携ファンドということで、農商工連携を支援するような助成金の仕組みが県の方でできました。それをスタート台にいたしまして、それを「ゼロ」から増やしていこうという取り組みをしようということで、指標を設定したわけございまして、県内に他の取り組みがあることを全く無視している訳ではございません。あるひとつの目安として、20年度までなかった取り組みとして、21年度以降どのように増やしていくかという指標として捉えていただければありがたいと思っておりますが、その数値が、決して県全体の農商工連携の全ての活動を表しているというふうに思っておりませんし、農商工連携の目標値の75件の数を

ひとつの大きな起爆剤として、県内で様々な農商工連携が取り組まれていくというふうなところも進めていきたいと考えておりますので、決して、20年度ゼロからスタートしてですね、26年度に75件にしたいというのではなく、20年度、県全体でゼロと認識しているわけではないので、その辺はご理解いただきたいと思います。

議 長 はい。岸委員お願いいたします。

岸 委 員 そうするとこれは、75件の目標値っていうのは、県の農商工連携に則った数が75件ということですか。例えば、今年度、第2回の募集に応募してきたのは70件くらいあったか、40件くらいはありますよね。そのうち何件認定するのは県の匙加減だと思うんですけども、そうすると、75件って、すぐいっちゃうような気がするんですけども、この辺りの考えは。これがあの国の認定だということになれば、国の認定は数が少ないので、75ってかなりいい線かと思ったんですけども、国の認定っていうのは、すでに20年度も福島県でありまして、21年度もある。これは農林水産省にお尋ねしていただければ、いや農林水産省じゃなくて、経済産業省の方にお尋ねしていただければ、件数がしっかり出てますんで、何年度何件、何年度何件って、福島県のどこどこで、企業名と農業団体名が一緒になって、セットになってますので、非常にわかる数字があると思うんですけども、国だったら数が75件でいいかなって思うんだけど、県だったらもう少し数が多くていいかと私は考えたんですけど、いかがでしょうか。

議 長 今回の意見について、いかがでしょうか。簡単にいってしまう数字ではないかと。もう少し高い目標を掲げてもいいのではないかと。只今、岸委員の方からございましたが、事務局、お願い致します。

企 画 主 幹 只今の委員のお話でございますが、この農商工連携体を把握した件数につきましては、表記のとおり福島農商工連携推進協議会において認定した件数でございます。ファンドの関係につきましては、第1回の募集につきましては、2件認定になりました。第2回につきましては現在募集中という状況でございますが、問い合わせは数十件ございますが、認定についてはこれからという状況でございます。それで、ファンドだけかということでございますが、ファンドも含めまして、国の認定とか、そういったことも含めましてこの協議会で把握した件数ということで整理をしているところでございます。ですから、応募件数は相当ございますが、実態としては、商工業者と農林業者のお互いのマッチングで出来上がったもの、それを認定するというところでござ

いますので、決して簡単に達成できるとか、すぐに実現しますとか、そういうものではございません。以上でございます。

議 長 はい。いかがでしょうか。事務局の方からも説明がございましたので、この数字で皆さん御了解いただけますでしょうか。

(委 員) はい。

議 長 どうもありがとうございます。その他いかがでしょうか。

農 林 企 画 課 長 先ほど大宮委員の方から地方の計画についてのお質しと申しますか、御意見がありました。それで、7地方でそれぞれに地方計画を作っているわけですが、その中で担い手の育成と申しますか、その部分が多くて、地域の特徴が出てないのではないかというお話があったわけでありまして。この考え方といたしまして、やはり、地域の農業を振興するためには、人、それと農地、それから技術というところが合わさることによって地域の農業の振興が図られるのではないかということだと思います。そういった面からすれば、逆にどこの地方でも担い手、人の面で担い手の育成なり、地域就農者なり、担い手の育成ということになると思いますが、その部分は避けて通れないというふうに考えているわけでございます。それを担い手の育成を図った上でさまざまな地域の特色を生かした振興策を今回計画として掲げているということでございますので、やはり、人の育成というのは一番大事な部分ではないかと思っておりますので、そういった計画の内容になったと考えております。

議 長 はい。大宮委員の意見はですね、もっともっと地域の特性をですね、あるいは課題に即した地域振興計画を作るべきだと、あえて注文というかですね、さらに良いものにしろということの御意見だと思います。そのように受け止めさせていただきますのでよろしいでしょうか。他にいかがですか。かなり時間が、予定の時間を越えておりますので、この辺でこの計画についての議論は終わりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委 員) 異議なし。

議 長 それではですね。計画の基本目標とスローガンについてに議題を進めたいと思います。事務局から説明をお願いしたいと思います。

農 林 企 画 課 長 はい、それでは説明させていただきます。本文の方の13ページをお

開きいただきたいと思います。それから資料につきましては資料4で
ございます。13ページでございますけども、28行目以降でございます。
28行目、このためにということで、とりまとめ案では最後をちょっと
読ませていただきますけども、「県民やふくしまの将来を担う子ども
たちの生命（いのち）を支える「食」といきいきと暮らせる「ふるさ
と」を創ることを目指します」というふうなことで終わっていたわけ
でございます。それで今回、「目指し、」そこに2行ほど書いてござい
ますけども、それを基本目標としますということで、只今申し上げま
した28から31行を要約したような形で「生命（いのち）を支える「食」
といきいきと暮らせる「ふるさと」の創造」というものを基本目標と
していきたいということでございます。

それから、この計画のスローガンということで資料4をご覧いた
だきたいと思います。資料4の真ん中から下の方でございますけども、
前回の審議会の中で皆様から御意見をいただきたいということがあり
まして、5つほどにまとめたところでございます。選定にあたりまし
ては、この5つの中からですね、各審議会に審議していただきまして、
3つほどに絞りまして最終的には知事に決定をいただきたいというふ
うに考えております。それで、スローガンの案でございますけども、
一つ目といたしましては、「みんなが主役。「絆」がつくる “ごちそ
う ふくしま”」、これは「ごちそう ふくしま」ということで、その
「ごちそう」の中には福島県のおいしい食べ物とか、空気、自然・環
境それからおもてなしの心、こういったものを「ごちそう」となぞら
えまして、「みんなが主役。「絆」がつくる “ごちそう ふくしま”」
というふうにしたわけでございます。「ごちそう ふくしま」につ
きましてはいろいろな使い方ができるんじゃないかということで、何々
何々ごちそうふくしまとか、そういった考え方もすることができます。

それから二つ目でございますけども、「あなたがいて、わたしが
いる。「絆」が財産。ふくしまの農林水産業」ということで、県民それ
ぞれがお互いに支え合いながら福島県の農林水産業を振興していこう
ということ「絆」で表したものでございます。

それから三つ目といたしまして「我らがふるさと、イキイキふく
しま」ということで、「イキイキ」という言葉の中には、これも下に記
載してございますけども、「生（いきる）」、「粋（イキ、スイ）」、それ
から「活（カツ）」、それから地域の「イキ」とか、意気込みの「イキ」
とかそういった意味があると思います。そういうことで、みんながい
きいきと暮らせるような「ふくしま」を作っていこうということで
ございます。

それから次でございますが、「農林水産業が、ふくしまの未来をつ
くる！」ということで、これはそのものずばりだと思います。

それから、「子どもたちの未来を担う ふくしまの農林水産業。」と

ということで、今回は計画自体が今の子供たちが将来を担う30年後先というようなこともございまして、子どもたちの未来のために農林水産業を、というようなことで考えたわけでございます。

先ほど申し上げましたとおり3つ程度に絞っていただきまして、御意見をいただきたいと思っております。

議長 御説明ありがとうございます。それでは、委員の皆様から御意見を伺いたいと思っております。このスローガン5つですね。いかがでしょうか。鈴木委員をお願いします。

鈴木委員 私は一番最初の「みんなが主役。「絆」がつくる“ごちそうふくしま”」というのがすごくユニークかなと感じました。この資料を見ても、文化、食といいながら、食文化的なもの、分野が違ってもいいかもしれませんが、やはり福島県としての昔からの食べ方、食べ物とか飲み物というものがあります。そういうものも少しいれて、そして、とにかく少子高齢化社会が進んでいきますので次代を担う子どもたちが健全で、健やかに育って欲しいというものがあります。それから、もう一つ食卓から育つものがいっぱいあるわけですよ。今「こしょく」といいまして「こ」の字が5つぐらいあります。1人で食べるとか、濃い味とか、とにかく5つぐらいの「こしょく」があって、それを食べた子が将来どうなるか。健康増進課あたりのことになりますけれど、話題になります。そういうことで1番がいろいろな分野に使えるかなと思っております。

議長 どうもありがとうございます。

浅和委員 3つ選ぶということ。この5つの中から3つということですか。

議長 できれば3つぐらいに絞らせていただいて。

浅和委員 では、いいですか。今のが、一番いいね。語呂がいい。それから私は、3つ選べきというのであれば、3つ目の「我らがふるさと、イキイキふくしま。」、これがいいと思うな。それから迷ったのが4つ目の「農林水産業が、ふくいしまの未来をつくる！」がいいか、次（5つ目）の「子どもたちの未来を云々」というのがいいか。農林水産業というのはいくつか入っているから、これ1つ入れておけばいいじゃないかな。どちらかというとなんか一番下（5つ目）かな。「子どもたちが未来を担うふくしまの農林水産業。」というとなんか一番最初と、真ん中と一番最後がいいと思っております。

議	長	はい、1番、3番、5番あたりがいいかなという意見でした。いかがですか。岸委員お願いします。
岸	委員	はい、対抗するわけではないですが、言ってみて、読んでみて何となく感じるのは、「あなたがいて、わたしがいる。「絆」が財産。ふくしまの農林水産業」ちょっと長いですね。長いですけどその前半分が非常にいいかなと気がしています。ある意味でキャッチコピーになるような言葉でないとスローガンはダメだと思うので、そういう意味でこの2番目というのはいいいかなという気がしています。
議	長	はい。ありがとうございます。なかなか3つに絞れなくなってきたんですけど。ほかいかがですか。はい、佐瀬委員。
佐瀬	委員	私は農業者でありますので下から2番目の「農林水産業がふくしまの未来をつくる！」がいいと思います。多分、偉い先生の挨拶の中には必ずでてきますね。農業は、福島県の基幹産業です。市町村においては挨拶の中には必ず農林水産業が基幹産業であります。ということ、みんな口を揃えて言われるんですけども、実際にはそんなに意識はないなど、私はいつも聞いております。ですから、再認識というか、本当に食を守る、命を守るのはやっぱり、農業であるだろうと、私は毎日そう考えて生産活動をしております。私の意見としてはこれを1つ入れてもいいんじゃないかと思えます。
降矢	委員	私は1つだけで結構です。 私は1番上のものが一番いいと思います。あと他はパスかなと思いました。
議	長	じゃ、平久井委員。手を挙げていらっしゃるので。
平久井	委員	平久井です。1番下の「子どもたちの未来を担うふくしまの農林水産業。」1つとすれば、「みんなの主役」のなかに入っているかなと思いますけど、あえて「子どもたちの未来」をとということで。幼稚園、保育所でのお芋堀り、そこで土に触る、ある幼稚園を見ると素手で素足で土にふれています。そういう感覚は大人になってもずっとつづくと思うんです。私この近くの公立の小学校を卒業したんですけど、自分たちで何でも作るという時代だったので、近所の田んぼの1畝を1人でということで小麦を作った経験があります。それで、今でも子供たちに「おばちゃん鍬を持てるんだよ」と言うと、「上手」と言われます。ねぎ一行を作るとか家庭菜園にも結びつくんですけども、県の計画でもファンクラブとかありましたね、そういうので、や

はり親も子も農業に従事するというのは、農業の大切さ、食べること、食文化もそうだと思いますけども、そういった意味で小さい時からちよつとでも触れる農業、そういうのを経験させてあげたいなど。大玉村もそうですし、喜多方とかあちこちでなさっていること、もっと、そういうのを小さいうちから体験するのを広めていただきたいなど、そうすれば話にもなっているような休耕田とかもなくなるのではないかと思っています。子どもの時の夢をお互いに繋げていきたいと思えます。

議 長

はい、どうもありがとうございます。ほかにどうでしょうか。今のところ1番が一番多いかなと思っております。あと5番ですね。それから、2番、3番、4番あたりが、それぞれ1件づつという感じになってます。

岸 委 員

1人1票でどれがいいか、手を挙げてもらって多い順に3つ選んだらいいんじゃないんですか。どれにしたって、だめだということはないでしょうから。

議 長

そういう形でよろしいですか。

降 矢 委 員

すみません。先程の岸さんがおっしゃった「あなたがいて、わたしがいる。「絆」が財産。ふくしまの農林水産業」は「ふくしまの農林水産業」というのは外したほうがもっとわかりやすいかなと思います。

岸 委 員

ちょっと長いんですね。

議 長

2番のところの「ふくしまの農林水産業」を削ったほうがいいということですね。

それではですね、順番に、手を挙げていただきたいと思います。1人1票で、まず、1番「みんなが主役。「絆」がつくる”ごちそうふくしま”これがいいと思う方。8人。2番「あなたがいて、わたしがいる。「絆」が財産。ふくしまの農林水産業」、「ふくしまの農林水産業」は削った方がいいんじゃないかという意見も含めて手を挙げていただけますか。1票。3番「我らがふるさと、イキイキふくしま。」ゼロ。4番「農林水産業が、ふくしまの未来をつくる！」1人ですね。5番「子どもたちの未来を担うふくしまの農林水産業」3人。はい。1番目と5番目は決まりですね。2番と4番が1人ということになるんで。困りましたね。決戦投票にしますか。

岸 委 員

あとは、手を挙げていない委員長判断で。

議 長 私は1番を選びたいと思います。
では、1番と5番でどうですか。

(委 員) 異議なし

議 長 これで知事に決めていただきたいと思います。それでは次の議題に入りたいと思いますが。長時間におよびましたので10分程度休憩をとらせていただきたいと思います。3時35分から再開ということで。

(休憩時間)

議 長 それでは、時間になりましたので会議を再開したいと思います。答申についてですが、休憩時間中に配られました資料に基づきまして、私の方から説明したいと思います。

まず、読み上げたいと思います。

平成22年2月18日 福島県知事様 福島県農業振興審議会会長
新たな農業・農村振興計画の策定について(答申)

平成21年3月24日付け20農第5675号で諮問のあったこと
については、審議の結果、別紙「新たな農林水産業振興計画」のとおり
答申します。

なお、県民と共に実現を目指す計画として、県民に分かりやすく親
しみやすい計画名称にするとともに、計画の推進に当たっては、以下
の点に格別の配慮を払われるよう要望します。

記

- 1 生命を支える「食」といきいきと暮らせる「ふるさと」の創造に
向け、本県が持つポテンシャルを十分に発揮し、本県の農林水産業
と農山漁村が更に魅力あるものとなるよう、計画の実効性の確保に
努めること。
- 2 本県の多様な地域特性が十分生かせるよう、地域の実情に応じた
施策の推進に努めること。
- 3 農業、林業、水産業の一体的な振興が図られるよう、相互の連携
・調整に努めること。
- 4 あらゆる機会を通じて、広く計画の趣旨や内容等の周知を図り、
県全体で共有できるように努めること。

この4点です。簡単に趣旨を御説明したいと思います。まず、1でご
ざいますが、この計画を策定、取りまとめるに当たってはですね、基
本的な視点、スタンス、そういったものを明示的に示した方が良いだ
ろうと。生命を支える食、それからですね、生きていく糧である職業
の職ですね。また、地域経済を支える農林水産業、さらに恵まれた自

然環境や生活文化、そういったものが息づく農林、農山村の創造を目指していこうと。その目指すべき方向を示してですね。さらに、この間、議論してきたかと思いますが、それを進めていく上で、本県にはポテンシャルが多々あるということですね。具体的には、恵まれた県土があり、豊かな自然条件、自然がある。また、調和の取れた7つの生活圏、温かな県民性、こういったものがあると。こういうポテンシャルを十分に発揮して、農山漁村を魅力あるものにしていこうと計画のスタンスをあらためて確認させていただきました。しかもその計画を実行性あるものにしていかないといけないわけです。従ってそのことをより強くですね、強調するというので、毎年の点検とか評価ですね。各計画の実効性に努めてほしい。そういう意味を込めさせていただきました。

それから、2点目ですね。この点についても、審議会を通じてですね、委員の方々から、御意見が多々あったことだと思います。7つの生活圏。このそれぞれの地域の特性というものを十分に生かした振興、地域振興ですね、ぜひ、進めていただきたいということです。

それから、3点目ですね。今までは農業、林業、水産業とそれぞれ別々の計画がつけられておりました。今回はですね、それらを全部合わせ、一体的な振興を図るということで、こういった計画になったわけでございます。従いまして、是非ですね、相互の連携・調整ですね。担当部署の方についても、相互の連携・協同を十分に進めていただいてですね、計画の実効性を確保してほしいということでございます。

それから4点目。この点についても、再三ですね、委員の方々から出された意見かと思いますが。これを本当に進めていくためには、県民の理解無くしては難しいだろうということです。県民をはじめ、農林漁業者、商工業者、関係団体、市町村・県、そういったところが一体になって、進めていただきたいと思います。特に、県民の理解を進めていくための周知をですね。これをぜひ、強力に進めていただきたいということです。

この4点について要望したいということでまとめさせていただきました。そういうところがこの趣旨でございます。何か御意見等ございましたらお願いしたいと思います。

但野 委員

はい。

議 長

はい。

但野 委員

3番なんですけど、農林、それから農業、林業、水産業の一体的な振興が図られるようにということで、先ほど話題になった農商工連携をにらめば、次に、商工を含め相互の連携・調整に努めることというふ

うに文言を訂正をした方が、よりその実状に合った文言になるのではないかと。

もう一つは、4番のところ、県全体というふうになってますけれども、上の前段に出てくるように、あるいは会長が言ったように県全体というよりは、県民全体で共有するんだよという方がよりアピール度が強くなるのではないかというふうに思います。

議 長 はい。2点にわたって御意見をいただきました。先ほどから農商工連携という言葉がございましたので、商工ということはこの文言に含めなければならないということと、それから、県民ということをもうちょっと強調した方がいいのではないかと。県民への周知、理解ですね。こういう御意見が出ております。その他にいかがでしょうか。あるいは賛同意見でも結構でございますけども。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。はい。そうしましたら、今出された意見について、私の方です、その趣旨を受け止めて、こちらでその文言の修正等は、一任させていただくということでお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(委 員) 異議なし。

議 長 よろしくお願いいいたします。はい。その他ございませんか。なければこれで終わりにさせていただきたいと思っております。

司 会 千葉会長、大変ありがとうございました。委員の皆様には長時間にわたりまして御審議いただきまして誠にありがとうございました。それでは、計画に関する審議が終了いたしましたので、農林水産部長より御礼のごあいさつを申し上げます。

農 林 水 産 部 長 一言御礼を申し上げます。本日は、新たな福島県農林水産業振興計画につきまして、農業振興審議会としての答申内容を決定いただきまして誠にありがとうございます。新しい振興計画につきましては、昨年の3月、審議会に諮問させていただきましてから、これまで4回の審議会において、精力的に御審議をいただきました。途中、委員の方々の任期満了による交代等もございましたが、皆様には、非常に本県の農林水産業を取り巻く環境が厳しい状況にある中で、今後のあるべき姿、あるいは目指す姿について、どうなんだというようなことについて、本当に熱心に御審議を頂戴しました。

千葉会長をはじめ、委員の皆様、お一人お一人に対して、心から感謝を申し上げたいと存じます。本当にありがとうございました。

司

会

新たな農林水産業振興計画につきましては、答申をいただいた後、県として決定することとなります。計画書が完成いたしましたら、皆様にお送りいたしますのでよろしくお願ひしたいと存じます。

以上をもちまして、農業振興審議会を終了いたします。ありがとうございました。

(閉 会)

福島県農業振興審議会出席者名簿

福島県農業振興審議会委員

所 属	役 職	氏 名
福島県農業振興審議会	委 員	浅 和 定 次
福島県農業振興審議会	委 員	立 花 正 清
福島県農業振興審議会	委 員	長 島 俊 一
福島県農業振興審議会	委 員	但 野 忠 義
福島県農業振興審議会	委 員	茂 木 功 一
福島県農業振興審議会	委 員	岸 秀 年
福島県農業振興審議会	委 員	大川原 けい子
福島県農業振興審議会	委 員	千 葉 悦 子
福島県農業振興審議会	委 員	鈴 木 里 子
福島県農業振興審議会	委 員	平久井 信 子
福島県農業振興審議会	委 員	大 宮 三 枝 子
福島県農業振興審議会	委 員	佐 瀬 正
福島県農業振興審議会	委 員	降 矢 セツ子
福島県農業振興審議会	委 員	渡 部 敬 二
福島県農業振興審議会	委 員	武 田 悦 江

福島県

農林水産部	部 長	鈴 木 義 仁
〃	技 監	小 野 博
〃	政 策 監	畠 利 行
〃	次長（農業支援担当）	宍 戸 多加志
〃	次長（生産流通担当）	須 永 静 夫
〃	次長（農村整備担当）	松 浦 幹 夫
〃	次長（森林林業担当）	飯 束 昭 三
〃 農林総務課	部参事（兼）課長	菅 野 盛 雄
〃 農地調整室	室 長	薄 久 男
〃 農林企画課	課 長	高 梨 公
〃 農林技術課	課 長	宍 戸 一 男
〃 農業振興課	課 長	沼 田 光 夫
〃 研究開発室	室 長	川 島 寛
〃 農業担い手課	課 長	芳 賀 績
〃 循環型農業課	副課長（兼）主任主査	沢 田 吉 男
〃 農業経済課	部参事（兼）課長	大 平 正 芳
〃 金融共済室	主任主査	齋 藤 芳 一
〃 農産物安全課	課 長	佐久間 恒 一
〃 農産物流通課	課 長	田 村 完
〃 水田畑作課	課 長	戸井田 和
〃 園芸課	課 長	甲 斐 敬市郎
〃 畜産課	主 幹	岩 崎 満智夫
〃 水産課	課 長	五十嵐 敏
〃 農村計画課	課 長	梅 村 正 敏
〃 農村振興課	課 長	佐 藤 弘 一
〃 農村環境整備課	課 長	豊 田 裕
〃 農業基盤整備課	課 長	齋 藤 忠 弘
〃 農地管理課	課 長	光 井 等
〃 森林計画課	課 長	相 馬 雅 俊
〃 林業振興課	主幹（兼）副課長	佐 藤 守
〃 県北農林事務所	企画部長	稲 留 薫
〃 県中農林事務所	所 長	松 本 紳 治

〃	県南農林事務所	部参事（兼）所長	船 木 秀 晴
〃	会津農林事務所	企画部長	柳 田 敏 雄
〃	南会津農林事務所	所 長	齋 藤 康 博
〃	相双農林事務所	所 長	鈴 木 貞 夫
〃	いわき農林事務所	所 長	高 坂 進
〃	農業総合センター	所 長	門 馬 信 二